

学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年(1987年)4月1日四国旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(学割証の発行方)</p> <p>第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、交付するものとする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(学割証の発行方)</p> <p>第11条 指定学校の代表者は、学割証を学生又は生徒に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押し、交付するものとする。</p>
<p>(中略)</p> <p>5 旅客規則第39条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用し、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を、乗車券の種類欄には「回数」と記入するものとする。この場合、旅客規則第39条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。cc</p>	<p>(中略)</p> <p>5 旅客規則第39条の規定による通学用割引普通回数乗車券を購入する通信による教育を行う大学の学生及び高等学校の生徒に対して交付する学割証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用するものとし、同割引証には、第1項の規定によるほか、乗車区間欄に通学区間を記入したうえで、乗車券の種類欄の「普通回数乗車券」を○で囲むものとする。この場合、旅客規則第39条第1項第1号に規定する学生に対して交付する学割証は、割引コード番号の「47」を○で囲むものとする。</p>
<p>(中略)</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第18条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第170条第1項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p> <p>2 旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p> <p>3 証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第18条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則第170条第1項に規定する証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。</p> <p>2 旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書は、指定部科以外の学生・生徒、通信による教育を行う高等学校の生徒及び放送大学学園法第4条の規定により設置された大学の学生に対して交付しないものとする。</p> <p>3 証明書は、指定学校の代表者が作製するものとする。</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引証の発行方)</p> <p>第28条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押し、交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発行番号 (2) 指定番号 (3) 乗車区間 (4) <u>乗車券の種類</u> (5) 旅行証明書番号 (6) 被救護者の氏名及び年齢 (7) 付添人の氏名及び年齢 (8) 有効期限 (9) 発行年月日 (10) 施設所在地 (11) 施設名 (12) 施設代表者氏名 <p>2 被救護者割引証の発行者が記入する事項は、誤って記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押し、訂正することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引証の発行方)</p> <p>第28条 指定救護施設の代表者は、被救護者割引証を被救護者又はその付添人に対して交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して、職印を押し、被救護者割引証発行台帳に対して契印を押し、交付するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 発行番号 (2) 指定番号 (3) 乗車区間 (4) <u>乗車行程</u> (5) 旅行証明書番号 (6) 被救護者の氏名及び年齢 (7) 付添人の氏名及び年齢 (8) 有効期限 (9) 発行年月日 (10) 施設所在地 (11) 施設名 (12) 施設代表者氏名 <p>2 被救護者割引証の発行者が記入する事項は、誤って記入した事項に限り、その箇所に発行者の職印を押し、訂正することができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>